

別表 1－1

算 定 基 準

【保護施設等の場合（３の（１）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	ア 定員 1 人当たり基準単価を適用する場合 沖縄振興特別措置法第 4 条に規定する沖縄振興計画（以下「沖縄振興計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表 2－1 又は別表 2－2 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 イ 一部改築及び拡張 別添 5「沖縄振興公共投資交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。 ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、別添 6「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して 0.08 を乗じて得た額を加算する。 〈対象施設〉 救護施設、更生施設	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、九州厚生局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6 % に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。)
介護用リフト等特殊付帯工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等近代化整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等	厚生労働大臣が必要と認めた施設及	授産施設等の整備に必要な工事費又

整備工事費	び額とする。	は工事請負費
解体撤去 工事費及び 仮施設設 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及 び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事 請負費及び仮施設設整備に必要な賃借 料、工事費又は工事請負費

別表 1－2

算 定 基 準

(別表 1－1 に掲げる整備以外の事業)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。ただし、第 3 欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2. 6 % に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮 設 施 設 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	仮設施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類			沖縄県
救護施設	本体	都市部	6,350,000
		標準	6,050,000
		初度設備加算	94,000
	個室整備加算	都市部	445,000
		標準	424,000
更生施設	本体	都市部	6,350,000
		標準	6,050,000
		初度設備加算	94,000
	個室整備加算	都市部	445,000
		標準	424,000
授産施設		都市部	2,890,000
		標準	2,760,000
		初度設備加算	98,000
宿所提供施設		都市部	2,190,000
		標準	2,090,000
		初度設備加算	94,000

(注) 1 上段書きは、別添9「沖縄振興公共投資交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		沖縄県
救護施設	都市部	8,700,000
	標準	8,300,000
更生施設	都市部	8,700,000
	標準	8,300,000

(注)1 上段書きは、別添9「沖縄振興公共投資交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。